

静岡市 都市計画基本図・都市計画図の利用における注意事項

1. 静岡市 都市計画基本図・都市計画図の利用について

- ・静岡市のウェブサイトで公開している静岡市都市計画基本図・都市計画図を利用される場合には、本注意事項に同意したものとみなします。
- ・ここで提供する静岡市都市計画基本図・都市計画図は、作成時の地形地物であるため、道路や建築等の一部は、現況と異なる場合があります。また、土地の境界、行政界等を示すものではありません。
- ・著作権法上認められた行為を除き、掲載されている内容を無断で複製し、販売、貸出及び転用することを禁じます。
- ・静岡市都市計画基本図・都市計画図は、測量法の公共測量成果となるため、複製・使用をする場合には、測量法の申請が必要な場合があります。

2. 承認を得ずに利用できる範囲（申請が不要な場合）

- ・次に該当する場合は、利用方法が複製・使用いずれであっても、承認を得ずに利用することが可能です。（出典の記載は必要です。）
- （1）作成する成果物が地図としての利用を想定していないもの
 - ・ハンカチ、Tシャツ、紙袋、メモ帳、セロハンテープ、書籍の表紙、CDジャケット、地形図を背景とした表彰状や名刺などデザインとして製品への印刷
 - ・イラストや絵地図、縦横の拡大縮小率が異なるなど誇張表現されているもの、作図ソフトで作った簡易的なもの
- （2）上記以外のうち、作成する成果物を不特定多数の者に提供しないもの
 - ・私的利用、学校その他教育機関、社内、サークル、同好会など組織的での利用
 - ・特定の者に対して提出する申請書、報告書等の添付資料や説明資料としての利用
 - ・一時的な資料としての利用
 - ・論文、試験問題で利用
- （3）上記以外のうち、作成する成果物が測量成果としての正確さを要しないもの
 - ・博物館等における展示物としての利用
 - ・テレビ番組で利用
 - ・書籍、パンフレット、ウェブサイトへの地図の挿入
（地図帳、折込み地図、折込み地図のような単体の地図が表示されるサイト、地図コンテンツを主とするサイトを除く）
 - ・緯度経度等の位置座標を有しない成果物の作成に利用（下記a～cの場合を除く）
 - a.管内図、ハザードマップ等の土地の管理に関わる地図情報を作成する場合
 - b.地図に元々記載されている地形、道路、地名、行政界等を、実質的に異なる表記に変更する場合（ただし、記載の削除のみの場合を除く。）
 - c.販売している刊行物（紙地図を含む）と比較して、一見して違いが明確に判別できない場合

3. 測量法に基づく申請

- ・静岡市都市計画基本図・都市計画図の利用にあたっては、測量法に基づく公共測量成果の複製・使用に関する申請が必要な場合があります。
- （1）複製承認（測量法第43条）
 - ・測量成果をそのままの状態で行用すること。（例：設計図の背景として利用する場合など）
- （2）使用承認（測量法第44条）
 - ・新たな測量成果を作成するために、測量成果を使うこと。（例：新たな地図を作成する場合など）

静岡市 都市計画基本図・都市計画図の利用における注意事項

4. 出典の明示について

- ・ 静岡市都市計画基本図・都市計画図を利用する際は、以下の通り、出典を記載してください。
（出典の記載例）
「この地図は、静岡市発行の静岡市都市計画基本図（1/2,500）を使用したものです。」
「この地図は、静岡市発行の静岡市都市計画基本図（1/10,000）をもとに〇〇株式会社にて作成」

5. 免責について

- ・ 市は、利用者が静岡市都市計画基本図・都市計画図を用いて行う一切の行為（静岡市都市計画基本図・都市計画図を加工・編集等した情報を利用することを含む）について、何ら責任を負うものではありません。
- ・ この静岡市都市計画基本図・都市計画図は、予告なく、変更等が行われることがあります。

6. 問合せ窓口

静岡市葵区追手町5番1号 静岡市役所新館7階
静岡市 都市局 都市計画部 都市計画課 土地利用計画係
電 話：054（221）1409
メール：toshi@city.shizuoka.lg.jp